

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

被告ら訴訟代理人の立場に立って、別紙1（被告乙川紙工代表者（乙川三郎）の言い分）、別紙2（訴状）、別紙3（甲第2号証・特許公報）に基づいて、別紙4（答弁書）の空欄1～5に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 甲第1号証、甲第3号証及び甲第4号証並びに乙第1号証及び乙第2号証の添付は、省略しています。

注3 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注4 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) 以下の各設問に対し、解答してください。

ア 次の文のaからcまでの空欄に適切な語句を入れてください。空欄の長さは、語句の長さと無関係です。

民法総則において定められている^{かし}瑕疵ある意思表示の類型としては、例えば、錯誤に基づく意思表示がある。この錯誤に基づく意思表示の取消しは、(i)「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」又は(ii)「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」が認められる場合において、「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」に認められる。講学上、これらの錯誤の種類のうち、(i)の類型は^{かし}aと呼ばれ、(ii)の類型は^{ぎもう}bと呼ばれている。

また、同じく瑕疵ある意思表示の類型としては、他人の欺罔行為により、錯誤に陥り、その錯誤に基づいてなされた意思表示である^{ぎもう}cによる意思表示があり、錯誤に基づく意思表示と同様、表意者において取り消すことができる。

イ 以下の事例について、以下の各設問に対し、現在施行されている法令と、現在存在する全ての判例に基づいて解答してください。なお、事例は、設問①及び②に共通するものですが、設問①と設問②とは相互に関連しているものではありませんので、御注意ください。

<事例>

Xは、装置Aを製造販売していたところ、Yより、装置AがYの保有している特許 α に係る特許発明の技術的範囲に属するとの警告を受けた。XとYとは、協議の結果、特許 α に係る特許権について通常実施権設定契約（以下「本件契約」という。）を締結し、Xは、Yに対し、過去の実施分も含めて一括払いの実施料として金100万円を支払うこととした。しかし、特許を主たる業務とする弁護士や弁理士が検討すれば、装置Aは特許 α に係る特許発明の技術的範囲に属さないことが明らかであった。ただし、Yは、装置AがYの保有している特許 α に係る特許発明の技術的範囲に属すると確信して、当該警告に至ったものである。

- ① <事例>の事情のほか、次のような事情がある場合において、設問に対する結論を述べ、民法の根拠条文を示しながら、その理由を簡潔に述べてください。

Xは、本件契約の締結後、一括払いの実施料の支払前に、知人から特許を主たる業務とする付記弁理士P1の紹介を受けて相談したところ、装置Aは特許 α に係る特許発明の技術的範囲に属さないことは明らかである旨を告げられた。ところで、本件契約書には、「第1条 X及びYは、Xが製造販売する装置AがYの保有する特許 α に係る特許発明の技術的範囲に属することを確認する。」と記載されている。

このような場合、Xは、Yに対し、実施料の支払を拒むことができるか。

- ② <事例>の事情のほか、次のような事情がある場合において、設問に対する結論を述べ、民法の根拠条文を示しながら、その理由を簡潔に述べてください。

本件契約を締結するに先立ち、Xは、知人から紹介を受けた特許鑑定士という架空の資格を称しているが、実際には特許に関する資格を一切有しない知財コンサルタントZに、装置Aと特許 α との関係について鑑定依頼をした。その際、Xは、Zに対し、装置Aが特許 α に係る特許発明の技術的範囲に属するのであれば、本件契約を締結し、Yに実施料の支払をする予定であり、Zの鑑定意見書が本件契約を締結するかどうかを判断するための決め手になる旨を伝えていた。

Zは、架空の資格を称していたが、これまで知的財産に係る職務に従事した経験があり、特許を主たる業務とする弁護士や弁理士が検討すれば、装置Aは特許αに係る特許発明の技術的範囲に属しないと判断されることはほぼ間違いないと考えた。

しかし、Zは、Yとは面識はないものの、Yのために、装置Aが特許αに係る特許発明の技術的範囲に属するとの鑑定意見書を作成すれば、Xからの鑑定料とは別に、後日、Yから謝礼を受けられるかもしれないと考えた。

そこで、Zは、自らの見解どおりに装置Aは特許αに係る特許発明の技術的範囲に属しないと結論の鑑定意見を述べれば、XはYと本件契約を締結しないであろうと認識していたにもかかわらず、装置Aの実際の構成とは重要な点において異なる虚偽の構成を記載して、その虚偽の構成を前提として、装置Aは特許αに係る特許発明の技術的範囲に属するという、正反対の結論を記載した鑑定意見書を作成し、Xに交付した。

Xは、Zの鑑定意見書の結論を踏まえ、本件契約を締結するために、Yと面会した。Xは、Zの鑑定意見書の結論を踏まえて、本件契約を締結することにしたと述べながら、Zの鑑定意見書をYにも示した。その際、Yは、Zの鑑定意見書に、装置Aの実際の構成とは重要な点において異なる構成が記載されているらしいことに気が付いた。そして、Yには、Xがその点を見落としたまま本件契約を締結しようとしているようにも思われた。しかし、Yは、Xにその点を特に指摘しないまま、Xと本件契約を締結した。

Xは、本件契約を締結した後、一括払いの実施料の支払前に、たまたま、知人から特許を主たる業務とする付記弁理士P2の紹介を受けて相談した。その際、P2にZの鑑定意見書も見せたところ、その前提となる装置Aの構成の記載が重要な点において実際の構成とは異なり、その結果、正反対の結論が記載されていることが判明した。

これらの事情がある場合、Xは、Yに対し、実施料の支払を拒むことができるか。

なお、特許に関する何らの資格も有しないZが鑑定意見書を作成する行為は、弁護士法及び弁理士法に違反し得る行為であるが、資格を詐称した点を含めて、その点は解答において考慮する必要はない。

(2) 以下の各設問に対し、現在施行されている法令と、現在存在する全ての判例に基づいて解答してください。

ア 共同訴訟に関する以下の説明につき、以下のA、Bの空欄に入る適切な語句を解答してください。Cについては、(i) から (iii) までのいずれの類型に該当するかを解答してください。空欄の長さは、語句の長さと同程度です。

一つの訴訟手続に原告若しくは被告又はその両当事者が複数人によって構成される訴訟形態を共同訴訟という。

このうち、各共同訴訟人と相手方との間の複数の請求相互間に、民事訴訟法38条所定の関連性がある場合に、本来個別に訴訟を提起し審判され得る数個の請求につき、便宜上、共同訴訟とすることが認められる類型を、(i) 通常共同訴訟という。

他方、共同訴訟人全部の請求について判決内容の合一確定が要請される類型を必要的共同訴訟という。必要的共同訴訟においても、数人が共同して訴え又は訴えられることにより、初めて当事者適格が認められる(ii) と、各自単独で当事者適格を有し、個別に訴え又は訴えられるが、共同して訴え又は訴えられた以上は、合一確定が要請される(iii) とがある。

問1(起案)の事例に係る侵害訴訟については、一般に、(i) から (iii) までの類型のうち、の類型に該当するものと解される。

イ 問1(起案)の事例における管轄裁判所(A地方裁判所)は、どこになりますか。民事訴訟法の根拠条文を挙げ、管轄裁判所となり得る裁判所を、理由とともに全て解答してください。なお、不法行為に関する訴えに係る特別裁判籍(民事訴訟法5条9号)については考慮する必要はないものとします。

ウ 問1(起案)の事例に基づいた以下の事例に係る問いについて、結論及び理由を簡潔に解答してください。

問1(起案)の事例において、乙原花子弁護士と乙野二郎弁理士は、被告株式会社乙川紙工(以下「被告乙川」という。)についてはその委任を受けて訴訟代理人となることとしたが、被告丙海化学株式会社(以下「被告丙海」という。)については、利益相反のおそれがあることから、被告丙海の委任を受けないこととした。そのため、被告丙海は、別個に弁護士丙山一郎(以下「丙山弁護士」という。)を訴訟代理人として選任することとした。その結果、被告乙川と被告丙海とは、一つの訴訟手続において、それぞれ別個に訴訟を追行し、

それぞれ別個に主張及び立証をすることとなった。

そして、被告乙川は、被告製品1が本件特許発明の技術的範囲に属さない旨の主張及び立証のほか、本件特許出願前の公知文献（乙第1及び第2号証）を証拠として提出した上で、本件特許発明には進歩性がなく、本件特許権による権利行使は認められない旨のいわゆる特許無効の抗弁の主張及び立証を行った。

これに対し、被告丙海は、被告製品2に係る間接侵害に固有の要件の成否のみを争い、これに関する主張及び立証は行っただが、被告製品1の本件特許発明への属否と特許無効の抗弁とに関しては、何らの主張もせず、証拠も提出しなかった。

裁判所は、被告製品1は本件特許発明の技術的範囲に属し、かつ、被告製品2についても間接侵害が成立し得るが、被告乙川の提出した公知文献により、本件特許は無効であるとの心証を得た。

裁判所から、口頭弁論の終結に先立ち、「被告丙海は、特許無効の抗弁については、どのようにお考えか」との釈明を受けたことに対して、被告丙海代理人の丙山弁護士は、「被告乙川の特許無効の抗弁に関する主張はもとより、証拠についても全て援用する」旨の陳述をし、その後、裁判所は口頭弁論を終結した。このような丙山弁護士の陳述は適切か。

被告乙川紙工代表者（乙川三郎）の言い分

1 私は、株式会社乙川紙工（以下「当社」といいます。）の代表取締役を務めている乙川三郎と申します。本日は、当社が、株式会社甲山パック（以下「甲山パック」といいます。）から、甲山パックが有する特許権（以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」、本件特許に係る発明を「本件発明」といいます。）を侵害したといわれ、訴訟を提起された件で相談に伺いました。

2 当社が、今回問題とされているパック容器「カートパック」（以下「当社製品」といいます。）を、業として製造、販売、販売の申出をしていることは間違いありません。

しかし、まず、甲山パックは、当社製品の開口構造の構成について、窓材もパックラミネート材料に含まれると主張していますが、窓材はパックラミネート材料に含まれるものではありません。

また、当社製品の開口構造では、上部被覆材と下部被覆材とは互いにシールされておらず、窓材と下部被覆材とを互いに熱溶着シールすることで容器の注ぎ口を形成していますが、甲山パックが、上部被覆材及び下部被覆材のみならず、窓材を含めて本件発明にいうパックラミネート材料の「熱可塑性層」に当たると主張しているのには異議があります。当社製品の開口構造が本件発明のものと同一であるというためには、パックラミネート材料の「熱可塑性層」といえる上部被覆材と下部被覆材とを互いにシールして注ぎ口を形成する必要があるのではないのでしょうか。

さらに、甲山パックは、窓材が上部被覆材とともにキャリア層に「接合」されていると主張しているようです。しかし、「接合」の通常の意味は「二つのものを接ぎ合わせる」ことをいうのであり、上部被覆材はともかく、窓材についてはキャリア層に「接合」されているとはいえないのではないのでしょうか。

3 今回、当社が当社製品に用いるパックラミネート材料の熱可塑性層用の樹脂材料を購入している丙海化学株式会社も間接侵害であるとして、当社と一緒に訴訟を提起されました。しかし、当社が同社から購入している樹脂材料は、パックラミネート材料向けに限らず、色々なものに使われている一般的なものです。丙海化学以外にも同様の樹脂材料を販売している会社は幾つかあります。同社がそのようなありふれた樹脂材料の製造販売を差し止められるというのはおかしいのではないのでしょうか。

4 当社製品の発売開始自体は本件特許の出願後ですが、当社は本件特許の出願前に開口部の構造が現在の当社製品と変わらない製品を開発し、その発売について社内の承認も経て、量産を開始するためのパックラミネート材料の発注もしていました。

当時の製品は、パックラミネート材料の樹脂材料が塩化ビニールであった点のみ、ポリエチレンである現在の当社製品とは異なっていました。しかし、いずれも熱可塑性樹脂であることには変わりありませんし、防水性という性能面でも変わりありません。裁判でこの点を何とか主張することはできないでしょうか。

5 本件発明のパックラミネート材料のように紙製のキャリア層の両側を熱可塑性樹脂で覆うような素材から成るパック容器自体は、本件特許が出願されるよりも前から、ごくありふれたものでした。

そのような素材を用いたパック容器において、キャリア層の両側を覆う熱可塑性樹脂の層を熱溶着シールして、キャリア層の端縁が液体内容物を吸収しないようにすることも、本件特許が出願された頃には行われていたように思いました。そこで、当社の従業員に過去の特許を調査させたところ、特開 2 0 0 2 - 0 0 0 0 0 号の公開特許公報や米国特許第 3 6 1 〇〇〇〇号の明細書が見つかりました。

このうちの特開 2 0 0 2 - 0 0 0 0 0 号の公開特許公報に記載されたパック容器は、パックラミネート材料のキャリア層の素材は異なるものの、その両側を覆う熱可塑性樹脂の層が互いに合わさって接着されて注ぎ口が形成されています。

また、米国特許第 3 6 1 〇〇〇〇号の明細書に記載された厚紙とプラスチックライナーの層でできた液体用容器の注ぎ口は、これらの層の注ぎ口付近の上部及び下部に設けられたプラスチック層が互いに対面する形で溶着されて形成されています。なお、この注ぎ口は、最初から開いているのではなく、液体の使用時に容器の上面のつまみ片を引っ張ると、プラスチック層と一緒に剥がれて注ぎ口が開けられるようになっています。

これらの資料を使って何か主張できないでしょうか。

以 上

訴 状

令和3年9月1日

A地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎 ⑩

同 弁理士 甲 原 次 郎 ⑩

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

原 告 株式会社 甲山パックス

同代表者代表取締役 甲 山 太 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇ビル〇階

甲野法律事務所 (送達場所)

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区麹町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

甲原特許事務所

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 甲 原 次 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 宮城県仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号

被 告 株式会社 乙川紙工

同代表者代表取締役 乙 川 三 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 福岡県福岡市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

被 告 丙海化学株式会社

同代表者代表取締役 丙 海 四 郎

特許権侵害差止請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇万円

貼用印紙額 金〇〇〇〇万円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告株式会社乙川紙工は、別紙被告製品目録1記載のパック容器を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない
 - 2 被告丙海化学株式会社は、別紙被告製品目録1記載のパック容器の製造に用いられる別紙被告製品目録2記載のパックラミネート材料の熱可塑性層用の樹脂材料を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない
 - 3 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決及び仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、食品や飲料の加工処理、包装等を目的とする株式会社である。
- 2 被告株式会社乙川紙工（以下「被告乙川」という。）は、飲料、食品などに用いられる紙製の容器の製造販売を目的とする株式会社である。
- 3 被告丙海化学株式会社（以下「被告丙海」という。）は、ラミネート用の樹脂など化成品の製造販売を目的とする株式会社である。

第2 原告の特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、その特許請求の範囲の請求項1記載の発明を「本件発明」という。）を有する（甲1（特許登録原簿謄本）、甲2（特許公報、以下「本件公報」という。））。

特許番号 特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

発明の名称 パック容器の開口構造

出 願 日 平成27年5月20日 (特願2015-000000)

公 開 日 平成28年11月25日 (特開2016-000000)

登 録 日 平成29年12月5日

第3 本件発明

1 構成要件への分説

本件発明は、特許請求の範囲の請求項1に記載のとおりであるが、構成要件に分説すると、以下のとおりである（以下、各構成要件を「構成要件A」などという。）。)

- A 液体内容物に使用され、紙のキャリア層と熱可塑性層とを含むパックラミネート材料により、全体的に作られている形式のパック容器用の開口構造であって、あらかじめ設けられた注ぎ口と、注ぎ口の上部に付着された引きはがし用のカバーストリップとを有する開口構造において、
- B 前記パックラミネート材料のキャリア層に設けられた所定の形状と大きさを持つキャリア層の孔と、
- C-1 該キャリア層の各側に接合され、防水材料から成る層を含む熱可塑性層であって、
- C-2 前記キャリア層の孔が開けられた区域では、前記熱可塑性層が互いに対面して、該キャリア層の孔の縁から間隔をおいて熱溶着シールされている熱可塑性層と、
- D 前記キャリア層の孔と同じ位置のシールされた熱可塑性層に該キャリア層の孔より僅かに小さくなるように開けられて形成され、前記パックラミネート材料の互いにシールされた熱可塑性層により縁取られた注ぎ口と、
- E 前記注ぎ口を覆って前記パックラミネート材料に引きはがせるようにシールされたカバーストリップと、

F を有することを特徴とするパック容器の開口構造。

2 本件発明の産業上の利用分野、解決しようとする課題及び効果

本件発明の産業上の利用分野、解決しようとする課題及び効果は、それぞれ、本件公報（甲2）の明細書の段落【0001】、【0002】、【0005】に記載のとおりである。

第4 被告らの行為

- 1 被告乙川は、別紙被告製品目録1記載のパック容器（以下「被告製品1」という。）を、被告丙海から購入した別紙被告製品目録2記載の熱可塑性層用の樹脂材料（以下「被告製品2」という。）などを用いて、業として、製造し、販売し、販売の申出をしている（甲3）。

すなわち、被告乙川は、被告製品1のパック容器（別紙「被告製品1の図面」の「第2図」）を、その開口構造（別紙「被告製品1の図面」の「第1図」及び「第3図」）を含めて、キャリア層用の紙製材料に被告製品2の樹脂材料などを積層し、加工することにより製造し、飲料会社などに販売するほか、飲料会社などの委託を受けて、被告製品1のパック容器に液体内容物を無菌充填した後、カバーストリップ（8）により封止した上で、飲料会社に販売している。

- 2 被告丙海は、被告製品2を、業として、製造し、販売し、販売の申出をしている（甲4）。

被告製品2は、被告製品1の開口構造に用いられるパックラミネート材料を製造するための熱可塑性層の材料である。

第5 被告製品1が本件発明の技術的範囲に属すること

- 1 被告製品1の構成

別紙「被告製品1の図面」の「第2図」に示される被告製品1のパック容器が備える開口構造は、別紙「被告製品1の図面」の「第1図」及び「第3図」に示される構成を備えている。これらの構成を本件発明の構成要件に対応させて特定

したものは次のとおりである。

- a 液体内容物に使用され、紙のキャリア層（２）と、ポリエチレンから成る層（上部被覆材）（３）と、上部被覆材（３）の上面に熱溶着されたポリエチレンから成る窓材（５）と、ポリエチレンから成る層（下部被覆材）（４）とを含むパックラミネート材料により作られているパック容器用の開口構造であって、あらかじめ設けられた注ぎ口（７）と、該注ぎ口（７）の上部に付着された引きはがし用のカバーストリップ（８）とを有する開口構造である。
- b パックラミネート材料（１）のキャリア層（２）と上部被覆材（３）との間に設けられたキャリア層の孔を有する。
- c－１ 上部被覆材（３）とその上面に熱溶着された窓材（５）から成る層がキャリア層（２）の上側に接合され、下部被覆材（４）から成る層がキャリア層（２）の下側に接合されている。
- c－２ 前記キャリア層の孔が開けられた区域では、窓材（５）と、下部被覆材（４）が互いに対面して、キャリア層（２）の孔の縁（１２）から間隔をおいて熱溶着シールされている。
- d キャリア層の孔と同じ位置の熱溶着シールされた窓材（５）と、下部被覆材（４）に、該キャリア層の孔より僅かに小さくなるように開けられて形成され、互いにシールされた窓材（５）と下部被覆材（４）とにより縁取られた注ぎ口（７）を有する。
- e 注ぎ口（７）を覆ってパックラミネート材料（１）の外部に引きはがせるようにシールされたカバーストリップ（８）を有する。
- f 構成 a から e までを特徴とするパック容器の開口構造である。

２ 本件発明の各構成要件と被告製品１の開口構造の各構成との対比

（１）構成要件 A について

被告製品１の構成 a において、パックラミネート材料（１）には、紙のキャリア層（２）が含まれている。

また、パツクラミネート材料（１）には、ポリエチレンから成る層（上部被覆材）（３）、上部被覆材（３）の上面に熱溶着されたポリエチレンから成る窓材（５）及びポリエチレンから成る層（下部被覆材）（４）が含まれるところ、これらはいずれも熱可塑性層である。

したがって、被告製品１の構成 a は、本件発明の構成要件 A を充足する。

（２）構成要件 B について

被告製品１の構成 b において、キャリア層の孔が、パツクラミネート材料（１）のキャリア層（２）に設けられている。

したがって、被告製品１の構成 b は、本件発明の構成要件 B を充足する。

（３）構成要件 C－１について

被告製品１の構成 c－１のパツクラミネート材料（１）に含まれる下部被覆材（４）及び窓材（５）は、いずれも防水性を有する熱可塑性層である。

また、下部被覆材（４）はキャリア層（２）の下側に接合され、上部被覆材（３）と上部被覆材（３）の上側に熱溶着された窓材（５）とは、キャリア層（２）の上側に接合されている。

したがって、被告製品１の構成 c－１は、本件発明の構成要件 C－１を充足する。

（４）構成要件 C－２について

被告製品１における熱可塑性層である下部被覆材（４）と窓材（５）とは、キャリア層の孔が開けられた区域で互いに対面し、キャリア層の孔の縁（１２）から間隔をおいて、熱溶着シールされている。

したがって、被告製品１の構成 c－２は、構成要件 C－２を充足する。

（５）構成要件 D について

被告製品１の構成 d の注ぎ口（７）は、キャリア層の孔と同じ位置の熱溶着シールされた熱可塑性層である窓材（５）及び下部被覆材（４）において、キャリア層の孔より僅かに小さくなるように開けられて形成され、パツクラミネート材料（１）の互いにシールされた窓材（５）と下部被覆材（４）とにより

縁取られている。

したがって、被告製品 1 の構成 d は、本件発明の構成要件 D を充足する。

(6) 構成要件 E について

(省 略)

(7) 構成要件 F について

(省 略)

(8) 小括

以上に述べたとおり、被告製品 1 の開口構造は、本件発明の構成要件 A から F までを全て充足するものであるから、本件発明の技術的範囲に属する。

したがって、被告乙川が被告製品 1 を業として製造し、販売し、又は販売の申出をする行為は、いずれも本件特許権を侵害する。

第 6 間接侵害の成立－被告製品 2 について

- 1 被告製品 2 の熱可塑性層用の樹脂材料を用いて製造される被告製品 1 のパック容器の開口構造は、本訴状「第 5」で述べたとおり、本件発明の技術的範囲に属する。

したがって、以下のとおり、かかる被告製品 2 を製造し、販売し、又は販売の申出をする被告丙海の行為は、特許法 101 条 2 号の間接侵害に該当する。

(1) 本件発明に係る物の生産に用いる物であること

前述したとおり、被告製品 2 の熱可塑性層用の樹脂材料を用いて製造される被告製品 1 のパック容器の開口構造は本件発明の技術的範囲に属することから、被告製品 2 は本件発明に係る物の生産に用いる物である。

(2) 本件発明による課題の解決に不可欠なものであること

本件発明の課題は、パック容器に、被告製品 2 の熱可塑性層用の樹脂材料を用いて製造される被告製品 1 のパック容器の開口構造を備えることによって解決されることから、被告製品 2 は本件発明による課題の解決のために不可欠なものである。

(3) 原告の特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知っていること

本訴状の送達より前から、原告は被告乙川のみならず、被告丙海に対しても、被告製品2の熱可塑性層用の樹脂材料を用いて製造される被告製品1のパック容器の開口構造が本件発明を侵害する旨の警告をしていた。したがって、被告丙海は本件発明が原告の特許発明であること及び被告製品2が本件発明の実施に用いられることを知っていたことはいうまでもない。

2 以上から、被告丙海が被告製品2を業として製造し、販売し、販売の申出をする行為は、本件特許権を侵害するものとみなされる（特許法101条2号）。

第7 差止請求権

本訴状「第5」及び「第6」で述べたとおり、被告乙川が被告製品1を業として製造し、販売し、販売の申出をする行為は、本件特許権を侵害する行為であり、被告丙海が被告製品2を製造し、販売し、販売の申出をする行為は、本件特許権を侵害するものとみなされる行為である。したがって、原告は、被告らに対し、それぞれ、請求の趣旨に記載の本件特許権の侵害行為の差止請求権を有する。

以 上

証 拠 方 法

(省 略)

添 付 書 類

(省 略)

(別紙)

被告製品目録

1 被告製品 1 の製品名

パック容器「カートパック」

2 被告製品 2 の製品名

熱可塑性層用の樹脂材料「ニューラミネート」

(別紙)

被告製品 1 の図面

1 図面の説明

第 1 図 被告製品 1 の上面図

第 2 図 被告製品 1 の斜視一部断面図

第 3 図 被告製品 1 の開口構造の説明図

2 図面の番号の説明

(1) パックラミネート材料

(2) キャリア層

(3) 上部被覆材

(4) 下部被覆材

(5) 窓材

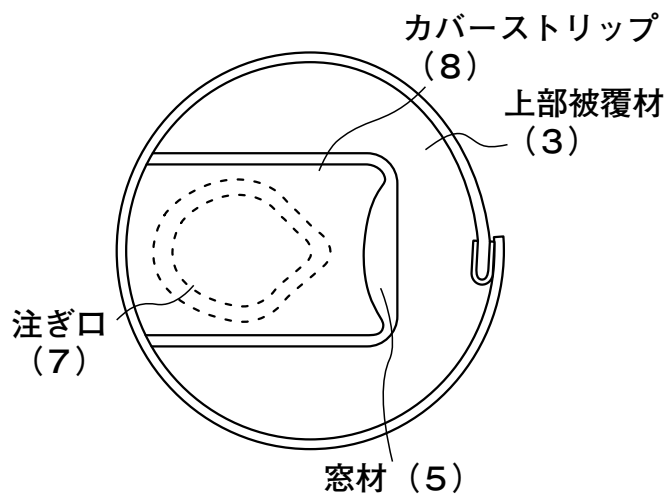
(7) 注ぎ口

(8) カバーストリップ

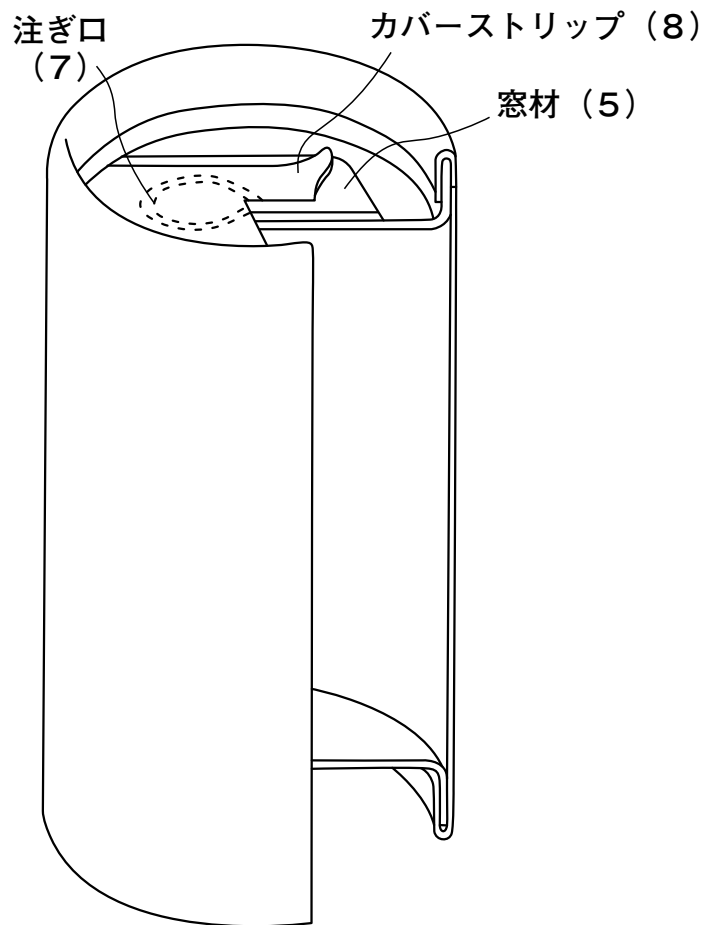
(12) キャリア層の孔の縁

3 各図面

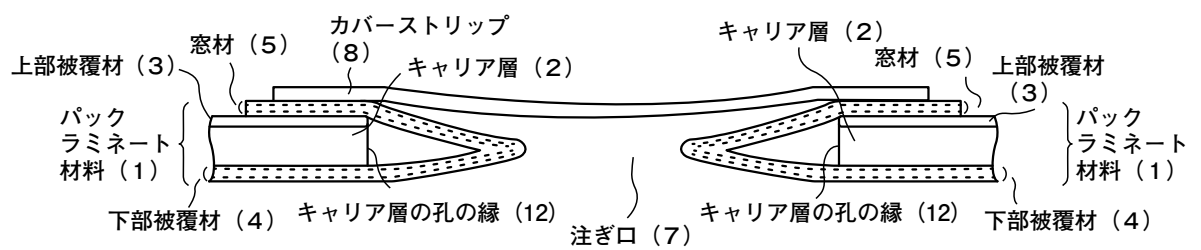
第 1 図



第2図



第3図



(19)日本国特許庁 (J P) (12)特 許 公 報 (B 2) (11)特許番号
特許第〇〇〇〇〇〇〇号
(P〇〇〇〇〇〇〇〇)
(45) 発行日 平成 30 年 1 月 12 日 (2018. 1. 12) (24) 登録日 平成 29 年 12 月 5 日 (2017. 12. 5)

(51) Int. Cl. F 1
(略) (略)

請求項の数 1 (全 3 頁)

(21) 出願番号	特願 2015-000000 (P2015-000000)	(73) 特許権者	000000000
(22) 出願日	平成 27 年 5 月 20 日 (2015. 5. 20)		株式会社甲山パック
(65) 公開番号	特開 2016-000000 (P2016-000000A)	(74) 代理人	000000000
(43) 公開日	平成 28 年 11 月 25 日 (2016. 11. 25)		弁理士 甲原 次郎
審査請求日	平成 29 年 2 月 27 日 (2017. 2. 27)	(72) 発明者	〇〇 〇〇
			東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
		審査官	〇〇 〇〇
			(略)

(54) 【発明の名称】 パック容器の開口構造

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

液体内容物に使用され、紙のキャリア層と熱可塑性層とを含むパックラミネート材料により、全体的に作られている形式のパック容器用の開口構造であって、あらかじめ設けられた注ぎ口と、注ぎ口の上部に付着された引きはがし用のカバーストリップとを有する開口構造において、

前記パックラミネート材料のキャリア層に設けられた所定の形状と大きさを持つキャリア層の孔と、

該キャリア層の各側に接合され、防水材料から成る層を含む熱可塑性層であって、前記キャリア層の孔が開けられた区域では、前記熱可塑性層が互いに対面して、該キャリア層の孔の縁から間隔をおいて熱溶着シールされている熱可塑性層と、

前記キャリア層の孔と同じ位置のシールされた熱可塑性層に該キャリア層の孔より僅かに小さくなるように開けられて形成され、前記パックラミネート材料の互いにシールされた熱可塑性層により縁取られた注ぎ口と、

前記注ぎ口を覆って前記パックラミネート材料に引きはがせるようにシールされたカバーストリップと、

を有することを特徴とするパック容器の開口構造。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】

本発明は、液体内容物に使用され、紙のキャリア材料と熱可塑性材料の層から成るパックラミネート材料により、全体的に作られている形式のパック容器の開口構造に係る。この開口構造は、あらかじめ設けられた注ぎ口と、当該注ぎ口の上部に付着された引きはがし用のカバーストリップとを有している。

【0002】

【従来の技術】

パック容器は、液体食品をパッケージするために広範囲に使用されている。一般には、パック容器はあらかじめ製造されてあるパックラミネート材料から作られている。前記パックラミネート材料は、紙などから成る繊維状材料のキャリア層を備えている。前記キャリア層は、少なくとも一方の側を、通常は両側を、ポリエチレンなどの薄い熱可塑性材料

から成る熱可塑性層で覆われている。この種のパックラミネート材料は非常に可とう性があり、折り曲げと加熱シールを行うことで、所望の形状をしたパック容器に組み立てられるようになっている。また、パック容器は、一般に、パック容器の注ぎ口を覆って防水状態にシールされた、引きはがし用のカバーストリップなどが設けられた開口構造を備えている。材料にあらかじめ打ち抜き加工された注ぎ口と、この注ぎ口を覆って防水状態に設けられたカバーストリップとを持つ形式の開口構造は、取扱いが簡単で事前にパック材料に取り付けておくことができる利点がある。しかし、孔を打ち抜くことで露出したパックラミネート材料の縁を内容物から保護する必要がある。保護しないと、繊維状材料のキャリア層が内容物を吸収し、パックラミネート材料が溶けて内部強度が低下し外観も損なわれる。

10

【0003】

【問題点を解決するための手段】

本発明の目的は、防水性が得られるように注ぎ口の縁を保護してある、開口構造を提供することにある。

【0004】

本発明は、本明細書の冒頭に記載した形式の開口構造において、パックラミネート材料のキャリア層に設けられたキャリア層の孔と、該キャリア層の各側に接合され、防水材料から成る層を含む熱可塑性層であって、前記キャリア層の孔が開けられた区域では、前記熱可塑性層が互いに対面して、該キャリア層の孔の縁から間隔をおいて熱溶着シールされている熱可塑性層と、前記キャリア層の孔と同じ位置のシールされた熱可塑性層に該キャリア層の孔より僅かに小さくなるように開けられて形成され、前記パックラミネート材料の互いにシールされた熱可塑性層により縁取られた注ぎ口と、前記注ぎ口を覆って前記パックラミネート材料に引きはがせるようにシールされたカバーストリップと、を有することを特徴とする。

20

【0005】

本発明に係る開口構造により高い防水性が保証され、注ぎ口の周りの区域でパックラミネート材料のキャリア層に内容物が吸収されるのを防止できるようになる。

【0006】

本発明に係る開口構造の好ましい実施例につき、図面により説明する。図面は、本発明に係る開口構造を含むパックラミネート材料の断面を拡大して示している。

30

【0007】

【実施例】

図1に示した本発明に係る開口構造は周知のパック容器に使用される。周知のパック容器は可とう性のあるパックラミネート材料から作られている。

【0008】

周知のパック容器を作るのに広く用いられるパックラミネート材料は、紙のキャリア層2を備えている。キャリア層2の両側には、熱可塑性材料であるポリエチレンの熱可塑性層3及び4が設けられている。

【0009】

本発明のパックラミネート材料1は注ぎ口7を備えている。この注ぎ口7は、パックラミネート材料1の材料層の全てを通り抜けている。パックラミネート材料1の外側には、注ぎ口7を覆うカバーストリップ8が設けられている。カバーストリップ8は、アルミニウムホイルから成る遮断層9と、遮断層9に熱溶着されたポリエチレンの熱可塑性材料から成る防水層10とで、構成されている。カバーストリップ8を剥がせば、注ぎ口7を通じて内容物を注ぎ出すことができる。

40

【0010】

パックラミネート材料1の熱可塑性層3及び4は、互いに防水状態に接合され、注ぎ口7を覆うことなく注ぎ口7の周りにシール11を形成している。このシール11により、熱可塑性層3及び4は、注ぎ口7の方向に向いたキャリア層2の孔の縁12を完全に覆い、縁12を密封することができる。このようにして、内容物が縁12を通じてキャリア層2

50

(3)

の内部に浸透し、強度及び衛生的な観点からパックラミネート材料 1 に好ましくない影響が及ぶことを防ぐことができる。

【図面の簡単な説明】

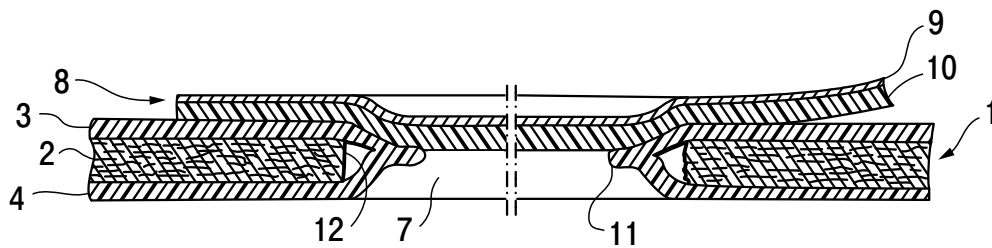
【図 1】 閉じた状態にある、本発明に係る開口構造の実施例を示す断面図である。

【符号の説明】

- 1 パックラミネート材料
- 2 キャリア層
- 3、4 熱可塑性層
- 7 注ぎ口
- 8 カバーストリップ
- 9 遮断層
- 10 防水層
- 11 シール
- 12 キャリア層の孔の縁

10

【図 1】



(別紙 4)

令和 3 年 (ワ) 第〇〇〇〇〇号 特許権侵害差止請求事件

副本直送

原 告 株式会社甲山パック

被 告 株式会社乙川紙工 ほか 1 名

答 弁 書

令和 3 年 1 0 月 1 7 日

A 地方裁判所 民事第〇部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

乙原法律事務所 (送達場所)

被告ら訴訟代理人 弁護士 乙 原 花 子 ⑩

電話 0 3 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

F A X 0 3 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

乙野特許事務所

被告ら訴訟代理人 弁理士 乙 野 二 郎 ⑩

電話 0 3 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

F A X 0 3 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

第 1 請求の趣旨に対する答弁

空欄 1

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因第1（当事者）は、認める。
- 2 請求の原因第2（原告の特許権）は、認める。
- 3 請求の原因第3（本件発明）は、本件公報（甲2）の特許請求の範囲の請求項1及び明細書（以下「本件明細書」という。）の発明の詳細な説明に原告主張の記載が存在することは認める。
- 4 請求の原因第4（被告らの行為）について
 - （1）1項は、被告株式会社乙川紙工（以下「被告乙川」という。）が、被告製品1を製造し、販売し、販売の申出をしていることは認める。
 - （2）2項は、認める。
- 5 請求の原因第5（被告製品1が本件発明の技術的範囲に属すること）について
 - （1）被告製品1の構成

被告製品1に係る開口構造が、構成a、c-1の構成を備えていることは否認する。構成aの特定については、「上部被覆材（3）の上面に熱溶着されたポリエチレンから成る窓材（5）と、」の部分は削除されるべきである。構成c-1については、「上部被覆材（3）から成る層がキャリア層（2）の上側に接合され、上部被覆材（3）の上面に窓材（5）が熱溶着され、下部被覆材（4）から成る層がキャリア層（2）の下側に接合されている。」と特定されるべきである。

被告製品1に係る開口構造が、構成b、c-2、d及びeを備えていることは認める。

構成fについては、構成aからeまでの特徴を備えるかどうかはともかく、「パック容器の開口構造」であることは認める。

- （2）本件発明の各構成要件と被告製品1の開口構造の各構成との対比

被告製品1の開口構造の構成a、c-1、c-2、d、eが、それぞれ、構成要件A、C-1、C-2、D、Eを満たすことについては、争う。

被告製品 1 の開口構造の構成 b が構成要件 B を満たすことについては認め、構成要件 F については、構成 f が構成要件 A から E までの特徴を備えるかどうかはともかく、「パック容器の開口構造」であることは認める。

- 6 請求の原因第 6（間接侵害の成立－被告製品 2 について）について
訴状記載のような警告があったことは認め、その余は、否認又は争う。
- 7 請求の原因第 7（差止請求権）は、争う。

第 3 被告製品 1 の開口構造は本件発明の技術的範囲に属さないこと

被告製品 1 の開口構造は、以下のとおり、構成要件 A、C－1、C－2、D 及び E を充足せず、本件発明の技術的範囲に属さない。

1 構成要件 A、C－1、C－2 及び D について

原告は、被告製品 1 の上部被覆材（3）、窓材（5）及び下部被覆材（4）が、構成要件 A、C－1、C－2 及び D のパックラミネート材料の「熱可塑性層」に該当するものと主張する。

しかし、構成要件 A、C－1、C－2 及び D の「熱可塑性層」は、以下、明らかにするとおり、①構成要件 C－1 の「キャリア層の各側に接合され」ていることを要するところ、被告製品 1 の窓材（5）は、キャリア層に接合されていないこと、また、②構成要件 D の「パックラミネート材料」を構成する部材であることを要するところ、被告製品 1 の窓材（5）はパックラミネート材料とは別の部材であることから、被告製品 1 の窓材（5）は、「熱可塑性層」に当たらない。

空欄 2

2 構成要件 E について

（省 略）

3 小 括

以上より、被告製品 1 の開口構造は、構成要件 A、C - 1、C - 2、D 及び E を充足せず、本件発明の技術的範囲に属さない。

第 4 間接侵害の不成立

被告丙海化学株式会社（以下「被告丙海」という。）の被告製品 2 を製造し、販売し、又は販売の申出をする行為は、いずれも特許法 101 条 2 号の間接侵害に該当するものではない。

1 本件発明に係る物の生産に用いる物でないこと

前述のとおり、被告製品 1 の開口構造は本件発明の技術的範囲に属さないものであるから、被告製品 2 の熱可塑性層用の樹脂材料は、本件発明に係る物の生産に用いる物ではない。

2 本件発明による課題の解決に不可欠なものでないこと

「発明による課題の解決に不可欠なもの」とは、…（中略）…と解される。これを本件についてみると、…（中略）…であるから、被告製品 2 の熱可塑性層用の樹脂材料は、「発明による課題の解決に不可欠なもの」（特許法 101 条 2 号）には該当しない。

3 特許法 101 条 2 号の間接侵害に固有の抗弁

仮に、被告製品 2 の熱可塑性層用の樹脂材料が本件発明に係る物の生産に用いる物であり、かつ、本件発明による課題の解決に不可欠なものであるとしても、以下に述べる理由により、特許法 101 条 2 号の間接侵害は成立しない。

空欄 3

4 小 括

以上より、被告丙海の被告製品2を製造し、販売し、又は販売の申出をする行為は、特許法101条2号の間接侵害に該当するものではない。

第5 先使用の抗弁

仮に、被告製品1が本件発明の技術的範囲に属するものであったとしても、被告乙川は、被告製品1の製造、販売、販売の申出に関し、本件特許権について先使用による通常実施権（特許法79条）を有するものである。

1 先使用権の成立

(1) 「発明」が完成していたこと

発明が完成したというためには、…（中略）…である。本件において、被告乙川は、…（中略）…であるから、本件発明の内容を知らないで本件発明の技術的範囲に属する発明を完成していた。

(2) 「事業の準備」をしていたこと

特許法79条にいう発明の実施である「事業の準備」とは、…（中略）…である。本件において、被告乙川は、…（中略）…であるから、本件特許出願の際には、事業の準備をしていた。

2 「準備をしている発明及び事業の目的の範囲内」であること

(1) 「準備をしている発明…の範囲内」であること

特許法79条の「実施又は準備をしている発明の範囲」とは、

空欄 4

(2) 「準備をしている…事業の目的の範囲内」であること

特許法79条にいう「事業の目的の範囲内」とは、…（中略）…である。本件において、被告乙川は、…（中略）…であるから、被告乙川の被告製品1の

製造、販売に係る事業の目的は「準備をしている…事業の目的の範囲内」にある。

3 小 括

以上より、仮に、被告製品1が本件発明の技術的範囲に属するものであったとしても、被告乙川は、被告製品1の製造、販売、販売の申出に関し、本件特許権について先使用による通常実施権（特許法79条）を有するものであるから、原告の請求は認められない。

第6 特許無効の抗弁

1 本件発明は、本件特許の出願前の平成14年〇月〇日に頒布された刊行物である特開2002-00000号公報（乙1）に記載の発明（以下「乙1発明」という。）と本件特許の出願前の平成10年〇月〇日に頒布された刊行物である米国特許第361〇〇〇〇号明細書（乙2）に記載の発明（以下「乙2発明」という。）に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件特許は特許法29条2項に違反して特許がされた無効理由を有し、特許無効審判において無効とされるべきものであるから、原告の本件特許権の行使は、特許法104条の3第1項により制限されるべきものである。以下、詳細に述べる。

2 乙1及び乙2の記載

（1）特開2002-00000号の公開特許公報（乙1）には、次の事項①から③までが記載され、かつ、関連する図面として【第1図】が記載されている。

（記載事項①）

「液体食品を包装する使い捨て式の包装容器は、現在、大抵、積層材料から製造される。積層の外側の層（5、7）は熱可塑性樹脂から成る。積層の内側の層（4）は包装積層の剛性を増大するために、例えば、発泡熱可塑性樹脂材料の繊維材料から成る。」

（記載事項②）

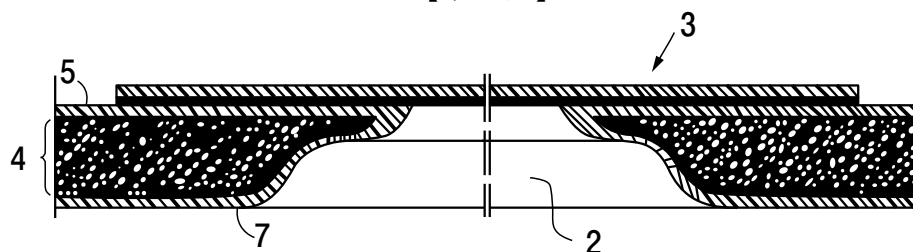
「この型式の包装容器の積層材料を打ち抜いた注入口（2）は、引裂き用

被覆ストリップ（３）で覆われるが、その切断端縁は、包装容器の内側にあり、そのままでは内容物に接触するようになり、望ましくない。」

（記載事項③）

「第１図で認められるように、注入口（２）に面する包装積層の切断端縁は、積層材料の外側の熱可塑性樹脂層（５、７）によりシールされ、積層の内側の層（４）の端縁は、包装容器の内側に露出されない。これにより、積層の内側の層（４）が、容器内にある内容物に接触するようになるのを効果的に防止することができる。」

【第１図】



（２）米国特許第３６１〇〇〇〇号明細書（乙２）には、厚紙とプラスチックライナーとから成る液体用厚紙コンテナーに関し、次の事項①から③までが記載され、かつ、関連する図面として「第１図」（F i g． １）から「第３図」（F i g． ３）までが記載されている。

（記載事項①）

「第１図（F i g． １）は注目しているパッケージのブランクを示し、第２図（F i g． ２）、第３図（F i g． ３）は拡大したスケールで開口部の断面を示し、第２図は開口部が引き裂かれる前の状態を、第３図は開口部が引き裂かれた後の状態を示している。」

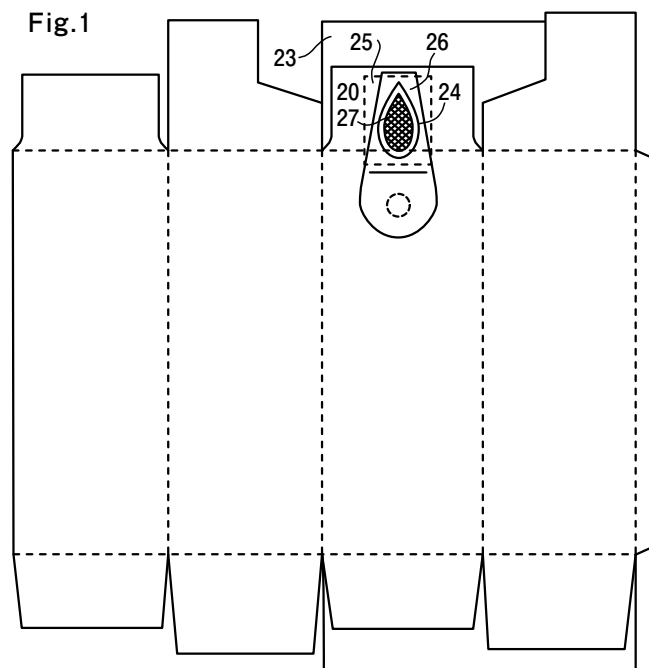
（記載事項②）

「容器は、補強部分である厚紙２０とプラスチックライナー２３から成る。補強部分の素材には熱可塑性発泡樹脂が使われることもあるが、価格、加工性、資源の再利用などの点において厚紙が優れている。」

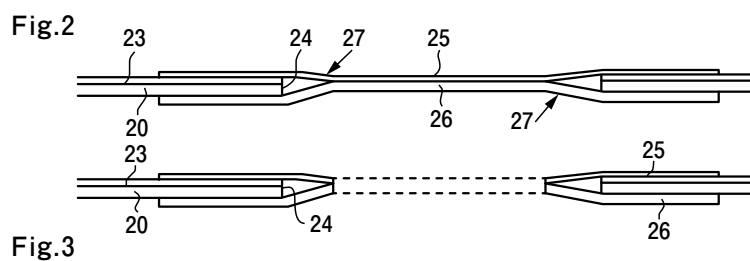
(記載事項③)

「容器の内側に、プラスチック片25が孔の端24に沿って溶接され、容器の外側に第2のプラスチック片26が孔の端24に沿って溶接されている。2つのプラスチック片25及び26は、第1図のライン27により示される外面の内部で互いに溶接される。」

第1図 (F i g. 1)



第2図 (F i g. 2) 及び第3図 (F i g. 3)



3 本件発明と乙1発明との対比

(1) 一致点

本件発明は、乙1発明と…（中略）…において一致する。

(2) 相違点

本件発明と乙1発明とは、次の点において相違している。

(相違点)

キャリア層が、本件発明においては紙の層であるのに対して、乙1発明においては熱可塑性発泡樹脂層である点

4 相違点に係る構成を備えたものとするのが容易であること

本件特許出願時の当業者において、技術分野などの観点も踏まえながら、乙1発明に乙2発明及び周知の技術的事項を適用することにより、本件発明との相違点に係る構成を備えたものとするのは、容易になし得たものである。以下、その点を明らかにする。

空欄 5

5 小 括

以上より、本件発明は、乙1発明、乙2発明及び周知の技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件特許は特許法29条2項に違反して特許がされた無効理由を有するものであるから、特許無効審判により無効とされるべきものであり、原告の本件特許権の行使は、特許法104条の3第1項により制限されるべきである。

第7 結 語

以上のとおり、原告の主張には理由がなく、本件請求はいずれも棄却されるべきである。

証 拠 方 法

- 1 乙第1号証 特開2002-00000号公報
- 2 乙第2号証 米国特許第3610000号明細書

附 属 書 類

(省 略)

以 上